

銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 メロンの産地の維持を図ることを目的として、メロンの新規就農者の育成に取り組む農業者及びメロンの新規就農者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については銚田市補助金等交付規則（平成17年銚田市規則第37号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親元就農 三親等以内の親族が経営する経営体へ就農することをいう。
- (2) 第三者研修等 三親等以内の親族以外の者が経営する経営体で研修を受け、就農することをいう。
- (3) 指導農家 研修生の指導及び育成に取り組む者であって、市内でメロンを生産するものをいう。
- (4) 研修生 指導農家の元で研修を受け、メロンの栽培技術や農業経営の知識を習得しながら、親元就農又は第三者研修等を目指す者をいう。
- (5) 支援経営体 市が支援することを承認した指導農家及び研修生をいう。

(交付対象者、補助金の額及び交付期間)

第3条 補助金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす支援経営体とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 指導農家及び研修生の生計が別であること。
- (3) 指導農家にあつては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）又は農業経営士などの認定農業者と同等程度の経営を行うものであること。
- (4) 研修生にあつては、研修開始時点の年齢が50歳未満の者であつて、前年の世帯所得が600万円未満であること（ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。）。
- (5) 研修生にあつては、就農後、地域の中心的な担い手を目指すこと。
- (6) 研修生にあつては、指導農家の元で、メロン栽培の研修をおおむね1年以上、かつ、年間1,200時間以上受講すること。
- (7) 研修生にあつては、研修開始日より起算して5年間（研修休止期間及び就農休止期間は除く。以下「要就農継続期間」という。）は、銚田市においてメロンの生産者として農業に従事すること。

(8) 研修生（親元就農）にあつては、経営継承後、継承した経営の維持及び発展を見込むことができること。

(9) 研修生（第三者研修等）にあつては、就農後、5年以内に認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）と同等程度の経営を見込むことができること。

(10) 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

(11) 国、県その他の団体から同様の補助金を受けている、又は受ける予定がないこと。

2 補助金の額及び交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、交付対象者の区分に応じ別表に掲げるとおりとする。

（研修計画の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、銚田市メロン新規就農支援事業研修計画承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（研修計画の承認）

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、研修計画の内容について審査し、支援の必要が適当であると認めた場合は銚田市メロン新規就農支援事業研修計画承認通知書（様式第2号）により、適当と認めない場合は銚田市メロン新規就農支援事業研修計画不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第6条 研修計画の承認を受けた支援経営体であつて、補助金の交付の申請をするもの（以下「申請者」という。）は、銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、半年ごとに行うことを基本とし、申請する交付対象期間の最初の日から1年以内に行う。

（決定の通知及び補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）を、不適当と認めたときは不交付理由を付した銚田市メロン新規就農支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定を行った場合には、補助金の交付を行うものとする。

（研修計画の変更）

第8条 第5条の規定による研修計画の承認を受けた者が研修計画を変更する場合は、第4条及び第5条の規定を準用する。

（研修状況等の報告）

第9条 第7条の規定による交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、交付対象期間中は、毎年7月に1月から6月まで及び1月に前年の7月から12月までの研修状況報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、研修を実施していない月を除く。

2 受給者のうち研修生は、毎年7月末までに要就農継続期間中に係る確定申告における青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写しを市長に提出しなければならない。

3 受給者のうち研修生は、要就農継続期間中に農業経営を中止し、又は離農した場合は、中止又は離農後1月以内に離農届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

4 受給者のうち研修生は、要就農継続期間中に氏名、居住地等を変更した場合は、変更後1月以内に住所等変更届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

5 受給者のうち研修生は、補助金の交付期間終了後の要就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を休止する場合は、休止後1月以内に就農休止届（様式第10号）を市長に届け出なければならない。

6 市長は、前項の規定による届出により、その内容がやむを得ないと認められる場合は、就農の休止を承認する。ただし、就農休止期間は就農を休止した日から1年以内とする。

7 第5項の規定による就農休止届を提出した受給者が就農を再開する場合は、就農再開届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付の停止）

第10条 市長は、受給者が第3条第1項に規定する交付要件を満たさなくなった場合は、補助金の交付を停止する。

（交付の中止）

第11条 受給者は、補助金の受給を中止する場合は、受給中止届（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（研修の休止）

第12条 受給者は、病気等のやむを得ない理由により研修を休止する場合は、研修休止届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 受給者が妊娠又は出産により研修を休止する場合は、1回の妊娠又は出産につき最長1年間の休止期間を設けることができる。この場合において、当該休止した期間と同期間、交付期間を延長することができるものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出があり、やむを得ないと認める場合は、補助金の交付を休止する。

（研修の再開）

第13条 前条第1項及び第2項の理由により研修を休止した者が、研修を再開する場合は、受給者は、銚田市メロン新規就農支援事業研修変更計画承認申請書（様式第1号）及び研修再開届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があり、適切に研修を行うことができると認める場合は、補助金の交付を再開する。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める補助金の一部又は全部を受給者から返還させるものとする。

(1) 研修を途中で休止した場合 交付対象期間の残りの月数分（当該要件に該当した月を含む。）の返還

(2) 次の要件に該当する場合 全額返還

ア 第 3 条第 1 項に規定する交付要件を満たさなくなった場合

イ 離農届又は受給中止届の提出を行った場合

ウ 第 9 条第 1 項に規定する研修状況報告書又は第 9 条第 2 項に規定する確定申告における青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写しの提出を行わなかった場合

エ 虚偽の申請等を行った場合

(補助金の返還免除)

第 15 条 受給者は、病気及び災害等のやむを得ない事情により、補助金の返還の免除を受けようとする場合には、銚田市メロン新規就農支援事業補助金返還免除申請書（様式第 15 号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があり、申請の内容が適当と認める場合は、銚田市メロン新規就農支援事業補助金返還免除決定通知書（様式第 16 号）により通知し、補助金の返還を免除する。ただし、申請の内容が適当と認めない場合は、銚田市メロン新規就農支援事業補助金返還免除不承認決定通知書（様式第 18 号）により通知するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

交付対象者	区分	補助金の額 (月額)	交付対象期間
指導農家	第三者研修等	50,000 円	第 5 条の承認を受けた研修計画の研修開始日から、最長 1 年間とする。
研修生	親元就農	100,000 円	第 5 条の承認を受けた研修計画の研修開始日から、最長 2 年間とする。
	第三者研修等	100,000 円	

銚田市メロン新規就農支援事業研修（変更）計画承認申請書

年 月 日

銚田市長

住 所

氏 名

電話番号

銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第4条（第13条）の規定に基づき研修計画の承認（変更承認）を申請します。

支援経営体

指 導 農 家	住 所	銚田市
	氏 名	
	生年月日	年 月 日（満 歳）
	認定農業者等	認定農業者・認定農業者同程度
研 修 生	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日（満 歳）
区 分	親元 ・ 第三者研修等	
研 修 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
経営開始時期	年 月頃を予定	

（添付書類）

- 1 履歴書（研修生）（別添1）
- 2 指導農家が認定農業者以外の場合は認定農業者同程度とわかる資料

様式第2号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

銚田市長

銚田市メロン新規就農支援事業研修計画承認通知書

年 月 日付けで申請のあった研修計画については、銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第5条の規定による審査の結果、承認したので通知します。

様式第3号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

銚田市長

銚田市メロン新規就農支援事業研修計画不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった研修計画については、銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第5条の規定による審査の結果、次のとおり不承認としたので通知します。

不承認理由

銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付申請書

年 月 日

銚田市長

申請者 住所
氏名

銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、銚田市メロン新規就農支援事業補助金の交付を申請します。なお、この申請にあたり、私の住民情報及び市税の納付状況について、市が調査することに同意します。

区 分	親元・第三者研修等									
	指導農家・研修生									
研 修 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日									
今回申請する補助金の 交付対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日									
今 回 の 交 付 申 請 額										円

1 補助金の振込口座

金融 機関 店舗 名等	銀行・信用金庫・農業協同組合 労働金庫・信用組合・農林中金 信用農業協同組合連合会						店・所			出張所					
	金 融 機 関 コ ー ド														
	預金・貯金 の 種 類			普通預金・ 当 座 預 金			口座 番号								
	郵便局		記号				(当座) 番号								
口座名義人		フリガナ													
		氏名													

(注) 申請者が研修生の場合は、研修生の概要書（別添1）を添付すること。

2 誓約

私は、銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守し、就農するため研修に励むことを誓約します。

なお、要綱の規定により、当該補助金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた補助金の一部又は全部を返還することを誓約します。

年 月 日 署名

研修生の概要書

年 月 日

研修生 住 所

氏 名

生年月日

年 月 日 (満 歳)

連 絡 先

1 農業を始めようと思った理由

2 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法等を記載）

3 要件確認

傷害保険への加入	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定 <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
世帯全体の所得（注）	万円
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず補助金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)	
(本欄は交付主体等の記入欄) 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) (所見)	

(注)「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。
「所得」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」をいう。

(添付書類)

- 前年の世帯全員の所得を証明する書類（確定申告書、源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から補助金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付
- 身分を証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証等の写し）

第 号

年 月 日

様

銚田市長

銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった銚田市メロン新規就農支援事業補助金について、銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 補助金額 円

2 交付対象期間 年 月 ～ 年 月

3 遵守事項

- (1) 補助金の交付対象期間中は、毎年7月に1月から6月まで及び1月に前年の7月から12月までの研修状況報告書（様式第7号）を提出すること（ただし、実施していない期間が含まれる場合は、実施した期間の報告書を提出すること）。
- (2) 要就農継続期間中は、毎年7月に1月から6月まで及び1月に前年の7月から12月までの作業日誌（様式第8号）を提出すること。
- (3) 補助金の受給を中止する場合は受給中止届（様式第13号）を、研修を休止する場合は研修休止届（様式第14号）を提出すること。
- (4) 要就農継続期間中に氏名、居住地等を変更した場合は、変更後1箇月以内に住所等変更届（様式第10号）を提出すること。
- (5) 受給者は、法令の定めのほか、要綱の定めに従うこと。

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市メロン新規就農支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった銚田市メロン新規就農支援事業補助金について、銚田市メロン新規就農承支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり不交付と決定したので通知します。

不交付理由

様式第7号（第9条関係）

研修状況報告書（指導農家）

研修開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（ ～ 月分）

年 月 日

銚田市長

指導農家 住所

氏名

銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、研修状況を報告します。

1 研修状況

確認項目	研修生の状況等
栽培技術	
経営知識	
メロン生産への適性	
心身の状態	

2 今後相談したいこと（課題等）

様式第7号（第9条関係）

研修状況報告書（研修生）

研修開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（ ～ 月分）

年 月 日

銚田市長

研修生 住所

氏名

銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、研修状況を報告します。

1 研修実績報告

研 修 内 容	
研 修 日 数	(日)
研 修 時 間	(時間)

2 今後相談したいこと（課題等）

離農届

年 月 日

銚田市長

住所

氏名

農業経営を中止し、離農しますので、銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

住所等変更届

年 月 日

銚田市長

研修生 住所

氏名

銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第9条第4項の規定により、住所等変更届を提出します。

変 更 前	氏 名 住 所 電話番号 そ の 他 ()
変 更 後	氏 名 住 所 電話番号 そ の 他 ()

就農休止届

年 月 日

銚田市長

研修生 住所

氏名

銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第 9 条第 5 項の規定により、就農休止届を提出します。

就 農 休 止 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
休 止 理 由	
就農再開に向けた スケジュール	年 月 年 月 年 月

就農再開届

年 月 日

銚田市長

研修生 住所

氏名

銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第 9 条第 7 項の規定により、就農再開届を提出します。

就農休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続 残 期 間	就農再開日 ~ 年 月 日

受給中止届

年 月 日

銚田市長

受給者 住所

氏名

銚田市メロン新規就農支援事業補助金の受給を中止しますので、銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、受給中止届を提出します。

中 止 日	年 月 日
中 止 理 由	

研修休止届

年 月 日

銚田市長

住所

氏名

銚田市メロン新規就農支援事業補助金の受給を休止しますので、銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、休止届を提出します。

休 止 日	年 月 日
休 止 理 由	

研修再開届

年 月 日

銚田市長

住所

氏名

銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、研修再開届を提出します。

中止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修再開日	年 月 日
研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第 15 号（第 15 条関係）

銚田市メロン新規就農支援事業補助金返還免除申請書

年 月 日

銚田市長

住所

氏名

銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、銚田市メロン新規就農支援事業補助金の返還免除を申請します。

返還免除申請期間	年 月 日 ~ 年 月 日
返 還 免 除 を 申 請 す る 理 由	

様式第 16 号 (第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市メロン新規就農支援事業補助金返還免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった銚田市メロン新規就農支援事業補助金返還免除申請について、銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり補助金の返還免除を決定したので通知します。

1 返 還 免 除 補 助 金 額 円

2 返還免除補助金対象期間 年 月 ～ 年 月

様式第 17 号 (第 15 条関係)

第 号

年 月 日

様

銚田市長

銚田市メロン新規就農支援事業補助金返還免除不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった銚田市メロン新規就農支援事業補助金返還免除申請について、銚田市メロン新規就農支援事業補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり補助金の返還免除を不承認としたので通知します。

不承認理由